

日バス協技第113号  
令和5年3月31日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会 長 清水 一郎

「遠隔点呼実施要領について」の廃止について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、自動車局旅客課長及び自動車局貨物課長から別添のとおり周知依頼がありましたので、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）  
電話：03-3216-4015